

**戦略的な開発協力の実施体制に関する有識者会議
第1回会合 外務省説明資料**

令和8年3月16日
外務省国際協力局

ODAとは

- 日本は、**開発協力**を通じて、日本の平和と安全の確保、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性の高い社会の実現、普遍的価値を共有した平和で安全な社会の実現・維持・擁護といった**国益の確保を追求**。
- 開発協力を進めるための公的資金のうち、開発途上国の経済開発や福祉の向上に役立つことを主目的としたものが**ODA（Official Development Assistance（政府開発援助））**。

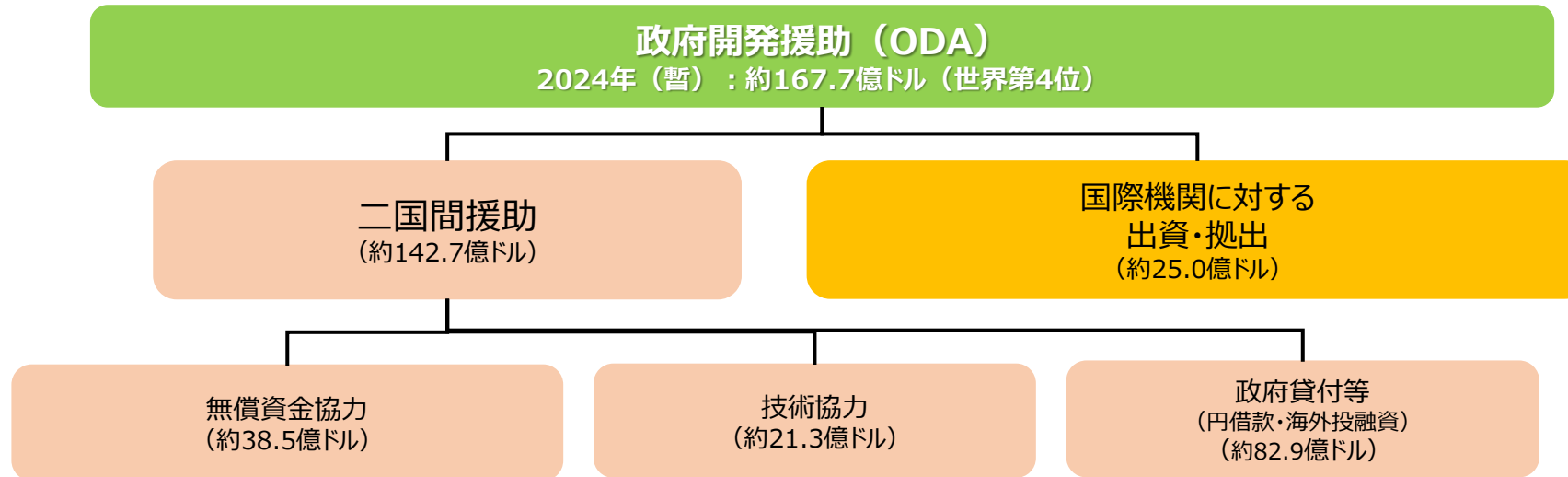
ODAとは：

政府（Official）：公的機関によって供与される

開発（Development）：開発途上国の**経済開発や福祉の向上に寄与することを主目的**とする

援助（Assistance）：資金協力の場合、金利や返済期間といった**供与条件が緩やか**である

日本のODAの各種形態別の内訳（贈与相当額ベース）



（出典）OECDデータベース（OECD Data Explorer）（2025年7月）

（注）・この実績値は暦年かつ政府全体（当初・補正を含む）。

・無償資金協力には国際機関等を通じた贈与を含む。技術協力には行政経費・開発啓発費等を含む。

・贈与相当額計上方式とは、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA実績に計上する方式。

【事例】地震が多いペルーに起震車の供与(無償資金協力)



2018年、ペルーにおいて、日本の最新技術を搭載した起震車を無償資金協力(調達代理方式)で供与。

起震車を製造したのは飛鳥特装株式会社(神奈川県)。

【事例】タイ首都圏鉄道「レッドライン」(円借款)



2021年、タイの首都バンコクの中心部とドンムアン空港や近隣地域を結ぶ「レッドライン」が開通(円借款事業)。

レッドラインの車両や電気設備等は日本の企業コンソーシアム(三菱重工/日立製作所/住友商事)が製造・納入。

【事例】ウガンダで広がるアルコール消毒剤(中小企業・SDGsビジネス支援事業)



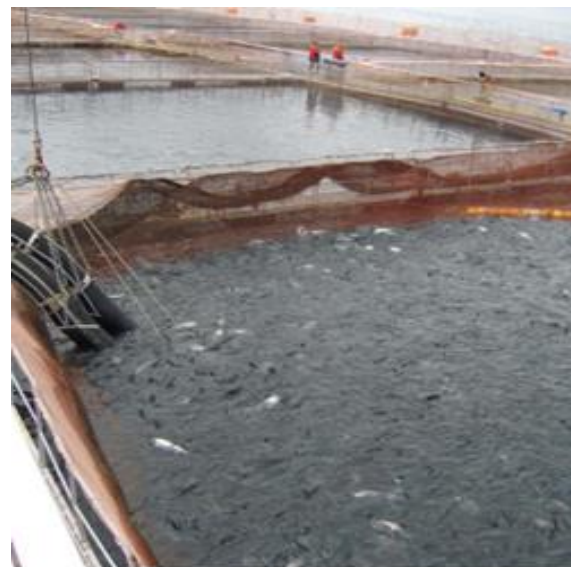
サラヤ株式会社(大阪府)は、2011年、ウガンダで現地法人を設立し、アルコール手指消毒剤の現地生産・販売を開始。その後、JICAの支援事業を通じて、医療従事者へ手指消毒を普及させるための啓蒙活動や教育を実施。

UNICEFを通じた日本政府のコロナ対策支援でもサラヤの消毒剤が提供されている。

【事例】チリのサーモン養殖産業の育成(技術協力)



チリ、南部、ロスアンヘルズ市近郊のサケ用餌の製造工場 (サルモネス・アンタルティカ社) (2008年)
提供: 細野 昭雄



大型生簀からのサケを搬送する真空パイプ設置 (2009年)
提供: アグロスーバー社(チリ)

1970年代に開始され、途中の中断を挟みながらも約20年間実施されたJICAの技術協力プロジェクト「日本/チリ・サケプロジェクト(チリ水産養殖プロジェクト)を通じ、サケの生息地ですらなかった南米チリが、ノルウェーと世界1、2位を争うサケの輸出大国になるまでに成長を遂げ、日本が年間に消費するサーモンのうち約3割をチリ産が占めるまでとなった。

【事例】 日本的要素を取り入れたイラクにおける学校支援(日本NGO連携無償資金協力)



小学校図書室における生徒の親や日系企業関係者による授業の参観(写真:認定NPO法人IVY)



日系企業での会社見学で建設機械についてオペレーターから説明を聞く生徒たち(写真:認定NPO法人IVY)

イラク北部エルビルにおいて、地震により倒壊した学校校舎を認定NPO法人IVY(本部:山形県)との協力のもと再建。また、日本で行われている学級会や特別活動、道徳教育の実践方法を盛り込んだ教員向け研修を行い、生徒の主体性を育めるよう指導力向上に取り組んだ。また、現地の日系企業と連携し、落成式や授業参観に企業関係者を招いて交流を深めたほか、図書の寄贈や図書室の整備、生徒による日系企業見学など、日本的な要素を取り入れながら多角的な支援を継続している。

開発協力を巡る国際情勢の変化

1 国際協力を取り巻く国際情勢変化

- 国際社会及び我が国を取り巻く国際情勢の変化は、様々な分野で加速度的に進んでいる。ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の悪化による国際情勢の深刻化・複雑化、分断と対立の深刻化は、**貧困、気候変動・感染症・環境など地球規模課題の解決に向けた国際協力を一層困難なものに。**
- 欧米主要ドナーは米のUSAID解体を始め、援助政策を見直し。一方で、新興ドナーの台頭による開発協力の規範的影響力が拡大。これまで日本が支援を行ってきた開発途上国は単なる援助の受け手から成長し、プレーヤーとして存在感を増している。

2 開発協力の新たな課題の例

● グローバルサウスとの連携強化

国際社会で発言力を強めるグローバルサウス諸国の社会課題の解決を通じた成長市場の取り込み

● 新興技術を巡る国際競争

急速に進むAI・データ活用の要請は、世界の経済構造に変革をもたらしつつある。開発協力も例外ではなく、AI・データ活用の主流化は喫緊の課題。

● 経済安全保障の確保

地政学的リスクの顕在化により、世界各国においてサプライチェーンの強靱化のための要請が高まっている。

● 他国の援助の質向上

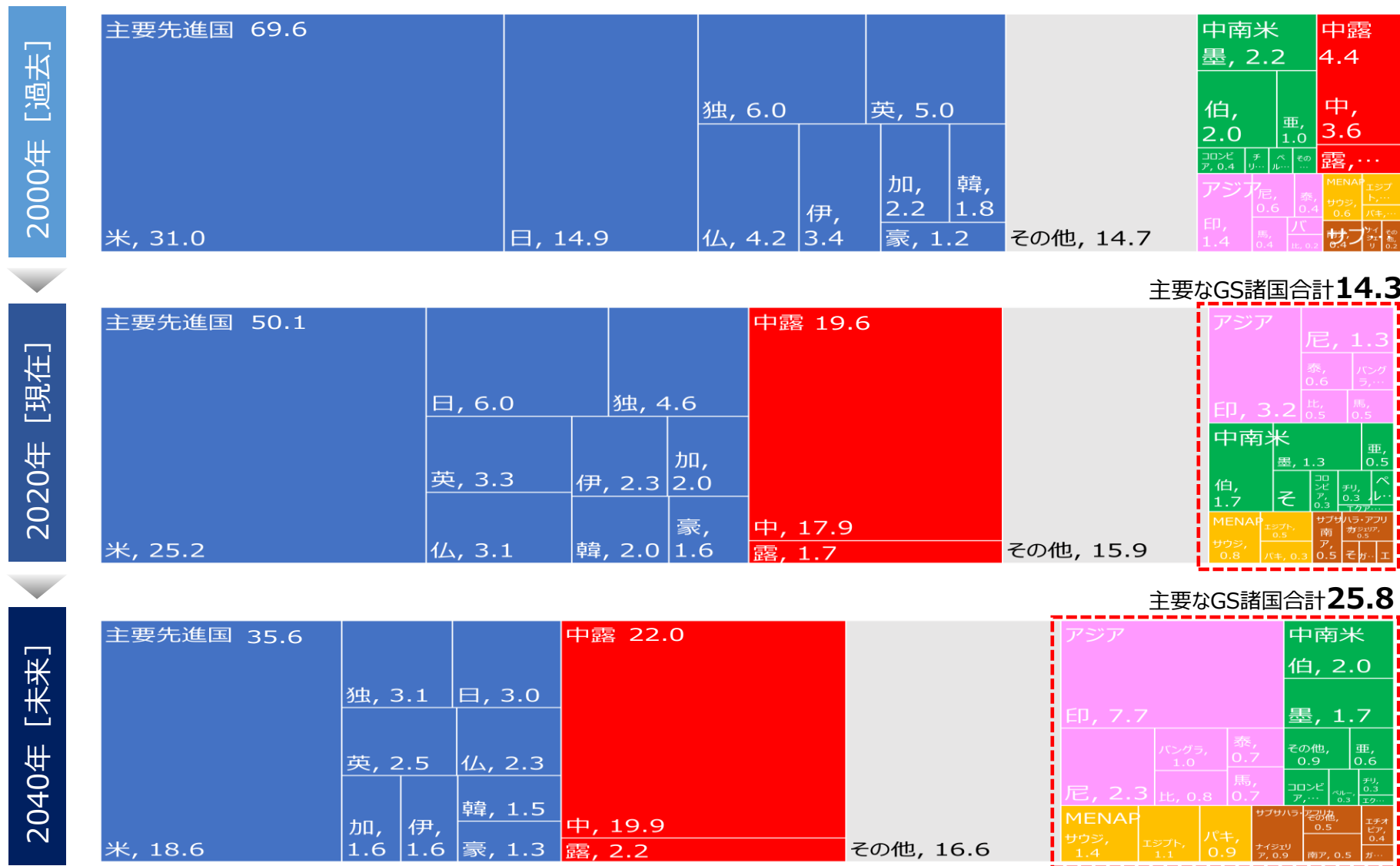
質の高いインフラを打ち出すことで差別化を図ってきたが、近年、他国の援助の質も向上。

● 民間資金の流入

民間資金の流入が公的資金を大きくしのぎ、民間企業、市民社会、国際機関等の多様なアクターが重要な役割を果たしている。

存在感を増すグローバルサウス（実質GDP予測、世界に占めるシェア、%）

- 今後アジアを中心とした新興国の経済規模が拡大し、主なグローバルサウス諸国の存在感が増す見込み。仮にこうした国々が中露に近いポジションを取ると、G7等先進国が優位な現在の状況は維持できなくなる可能性がある。また、世界経済に占める日本の経済規模は縮小が続く見込み。



(出典) Goldman Sachsより作成

(注) 同社の予測は名目ではなく実質GDPで提供されているため実質ベースの規模である点に留意。また、予測対象は主要34か国であり、グローバルサウス全体の数字は不明。数字は世界経済全体に占めるシェア (%)

世界的な経済構造の変化

- 途上国は近年著しい経済成長を遂げ、経済的自立に向けた経済構造に変化。「グローバルサウス」として発言力を向上。
- こうした国々の直面する課題は複雑化。多岐にわたる社会課題（都市化、高齢化、所得格差、DX、GX）に直面。

GDPランキング（予測）

Ranking	1980	2000	2022	2050
1	United States	United States	United States	China
2	Japan	Japan	China	United States
3	Germany	Germany	Japan	India
4	France	United Kingdom	Germany	Indonesia
5	United Kingdom	France	India	Germany
6	Italy	China	United Kingdom	Japan
7	China	Italy	France	United Kingdom
8	Canada	Canada	Canada	Brazil
9	Argentina	Mexico	Russia	France
10	Spain	Brazil	Italy	Russia
11	Mexico	Spain	Brazil	Mexico
12	Netherlands	Korea	Korea	Egypt
13	India	India	Australia	Saudi Arabia
14	Saudi Arabia	Netherlands	Mexico	Canada
15	Australia	Australia	Spain	Nigeria

ASEANの社会的課題の例

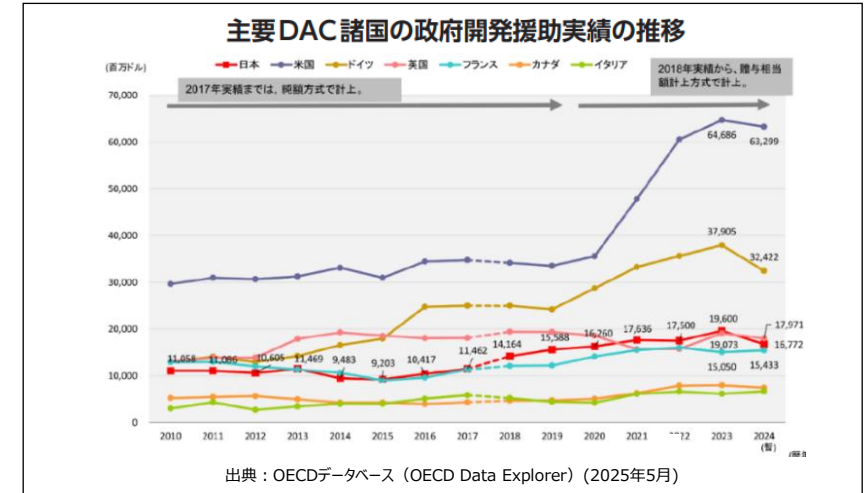
指標	マレーシア	タイ	インドネシア	ベトナム	フィリピン
ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) *	73	80	57	75	61
平均寿命	74.7	77.7	71.3	73.7	70.4
生活習慣病による死亡者数	17.2%	14.5%	26.4%	17.1%	26.8%
100万人当たり新型コロナウイルス死亡者数	866	269	516	221	377

* 緑：解決済み、黄色：低レベルの課題残る、オレンジ：中レベルの課題残る、赤：高レベルの課題残る

開発協力分野における米国の動き

米国の開発協力分野の政策転換

- 2025年1月20日、対外援助を90日間停止し、全案件を精査する大統領令に署名。
人道救命援助については、同措置の対象外とされるも、多くの人道支援の現場で支援は停止。
- ルビオ国務長官は、3月10日、USAIDの支援契約全体のうち約8割を打ち切る方針を発表。
- 3月28日、国務省は7月1日までにUSAIDのほぼ全ての機能を国務省に再編する意向を議会に通知。
(その後、4月22日に国務省の再編計画を発表)
- 7月1日、ルビオ国務長官はUSAIDによる対外援助の正式な停止を公表。
- 2026年1月7日、覚書により、計66の国際機関等からの脱退を指示。



米国の動きを受けた影響

- USAIDの援助比率が高いアフリカ・中東地域、また、保健やジェンダー、難民関連支援等への影響。
 - 例 1) バングラデシュに滞在するミャンマーからの避難民は、既に110万人に上る中、USAIDの支援に大きく依っていた食料と教育分野への影響が甚大。食料用Eバウチャー配布額が10月以降、12米ドルから6米ドルに半減する見込み。また、学校ではボランティア教師への謝金が払えず、6月以降事実上閉校中（一部限定的に開校）。
 - 例 2) ケニアでは複数のHIV治療センターが閉鎖され、HIV感染者が投薬を受けられておらず、タンザニアでは結核検診の実施が困難となり、多くの人々に影響が出ているとの報道あり。また、英医学誌ランセットは、USAIDによる対外援助停止が2030年までに世界で1,400万人以上の追加の死者を発生させる可能性があると分析。
- 米国からの拠出が多いWFPやUNHCR等の国際機関への影響。

ODA・JICA業務の複雑化、高度化の背景

求められる役割の変化：援助から共創へ

- 開発途上国へ「資金や技術を提供する」のみならず、多様なアクター（民間企業、NGO、地方自治体等）との「**共創**」を通じた**社会課題の解決**に向けて、「つなぐ」役割も求められるように。

外交政策や経済戦略への対応

- 開発途上国の開発ニーズに応えるだけでなく、多くの外交政策や経済戦略の要請にスピーディーに応える必要あり。
- インフラシステム輸出戦略にあわせ、PPP支援、海外投融資、民間連携、STEP等が拡大し、業務が急増・複雑化。
- 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の要請に応えるため、地域の安定や安全保障といった地政学的な要素や、サプライチェーンの強靱化といった経済安全保障の視点もプロジェクト形成や実施において考慮。

制度的拡充による機能と役割の拡大

- 開発のニーズに合わせた柔軟かつ効率的な協力の実施、時代のニーズに合わせた迅速な協力の実施を進める過程で、JICAの機能や業務範囲を拡大する制度的な変更を実施、業務の複雑化に拍車。
- **JICA法の一部改正**（2025年4月）により、従来の融資・出資に加え、債券取得や信用保証も可能となり、JICAが対応可能な業務も拡大。
- **オファー型協力**の導入により、民間企業、公的金融機関、国際機関、他ドナー、市民社会、地方自治体など、多様な関係者との調整や合意形成が不可欠に。

開発協力大綱の改定：より戦略的なODAへ

新たな開発協力大綱の改定にいたった背景・狙い

- 歴史的転換期にある国際社会は**複合的危機**に直面 ⇒**開発途上国への関与強化**が必要
- 一部の新興ドナーによる債務持続可能性に配慮が十分でない借款 ⇒**透明・公正な協カールール**の実践が必要
- 民間資金フローの増大と開発のアクターの一層の多様化 ⇒更なる**連携強化・資金動員**が必要

➡ 外交の最重要ツールの一つである**開発協力を一層効果的・戦略的に活用**するため、大綱改定により新たな方向性を示す。

2022年12月 国家安全保障戦略の決定

F O I Pというビジョンの下、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現するために**ODAを戦略的に活用**していく。

2023年6月 新たな開発協力大綱の閣議決定（8年ぶりの改定）

様々な形でODAを拡充し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。

➡ 新たな開発協力大綱の下、途上国との**「共創」**による**国際協力の新しい仕組みの実践**へ。

➡ ●**オファー型協力**

●**民間資金の動員及び連携の促進**

2024年 我が国の国際協力70周年（1954年にコロンボ・プランに加盟）

2025年 JICA海外協力隊発足60周年

国際協力の新しい仕組み：「オファー型協力」

1. 狙い

- 2023年6月に改定した開発協力大綱で新たに打ち出した施策。外交政策上、戦略的に取り組むべき分野において、ODAに加えて公的資金（OOF）や民間資金も含む形で、**日本の強みを活かした魅力的な協力メニューを途上国に能動的に提案し、相手国との「共創」により開発目標を達成する。**
- **途上国の開発課題の克服と経済成長にとどまらず、これを取り込んで日本の課題解決と経済成長にもつなげていく狙いあり。**

2. 「オファー型協力」の特長

- 「**戦略性**」：日本の経済成長を含む中長期の**国益に資する分野を重点的に**扱う。対象国を選定し、資源と人材を集中的に投下する。
- 「**迅速性・機動性**」：相手国政府との間で協力メニュー等を予め作成し合意すること等により、迅速かつ機動的な案件形成・実施を進める。
- 「**パートナーとの連携**」：JBICなど、ODA以外のOOFの関与を強化。予見可能性を高めることにより、**民間資金の動員を促し、官民の資金のシナジー効果**を生み出す。

3. 戦略文書の公表（戦略分野の選定）

2023年9月、外交政策を踏まえて資源と人材を集中的に投入し、戦略的に取り組む分野を選定。

- **気候変動への対応・GX**：アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想の実現等を通じ、脱炭素化やエネルギー移行を支援。途上国との共創の中で我が国の技術も活用。
- **経済強靱化**：重要資源の国際供給網や産業の多角化への支援等を通じ、世界経済の安定と成長、我が国経済への裨益につながる好循環を確保。
- **デジタル化の促進・DX**：経済発展と社会課題の解決を両立する安全性の高いデジタルネットワークを構築する。協力を通じ、我が国の知・技術の強化にも貢献。



1. 背景：「新しい国際協力」の仕組みと法改正

- ODAは、①開発途上国向け**民間資金フローがODAを凌駕**していること、②途上国の抱える課題が経済成長だけでなく「社会課題」に移行するなど**開発ニーズが複雑化**していること、③我が国の厳しい財政状況の中で**ODAの一層の効率化**の必要があることなど、昨今の環境変化を踏まえた対応が迫られている。
 - さらに、令和5年6月に開発協力大綱を改定、令和6年7月に「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」の提言が外務大臣に提出。
- ➡ これらを踏まえ、①**民間資金動員の促進**、②**国内外の課題解決力を有するパートナーとの連携強化**、③その基盤となる**柔軟で効率的なJICA財務の実現**を主たる目的として、JICA法の改正を行う。

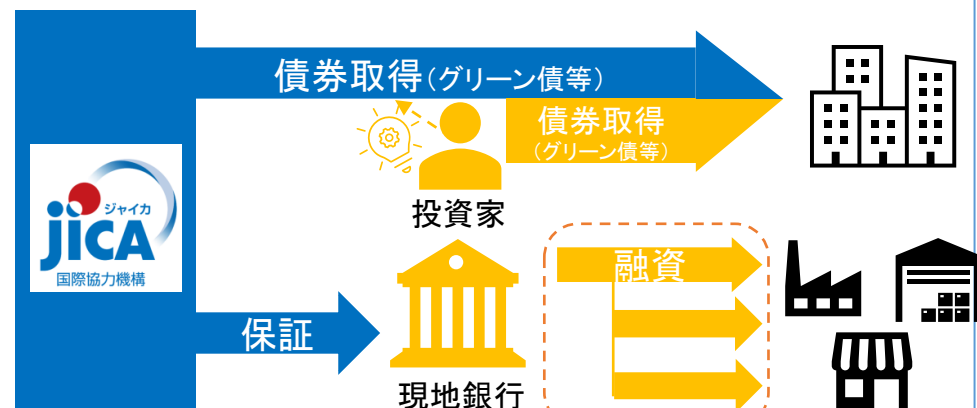
2. 改正のポイント

(1) 民間資金動員の促進

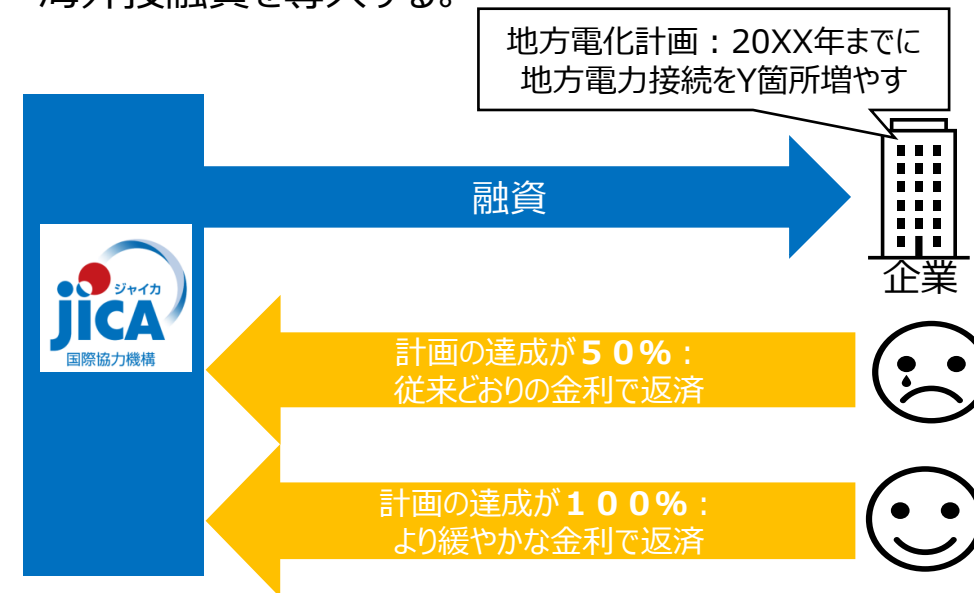
① 金融手法の拡充

債券取得: 途上国企業による債券発行を支援し、初期段階で債券を取得することにより投資家を誘引する。

信用保証: JICAが事業リスクを一部引き受けることで、地場銀行等による地場中小企業等への融資を促す。

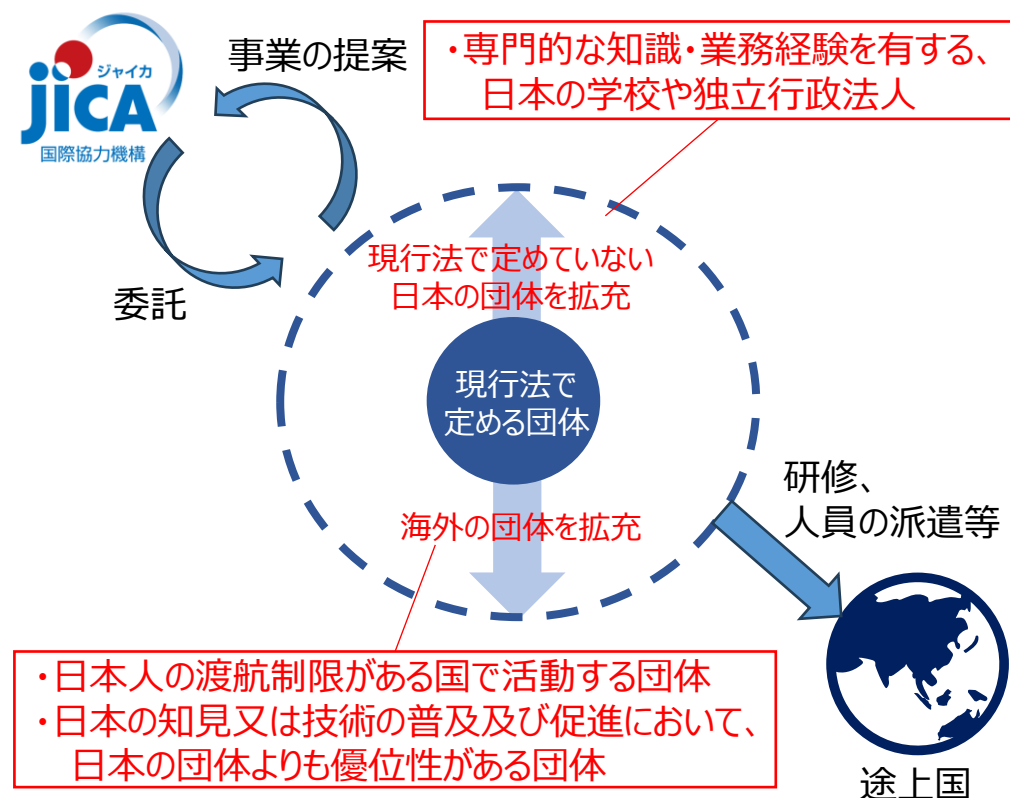


② 成果連動型海外投融資の導入：持続可能性の向上に資する事業計画の達成水準に応じて金利を適用する海外投融資を導入する。

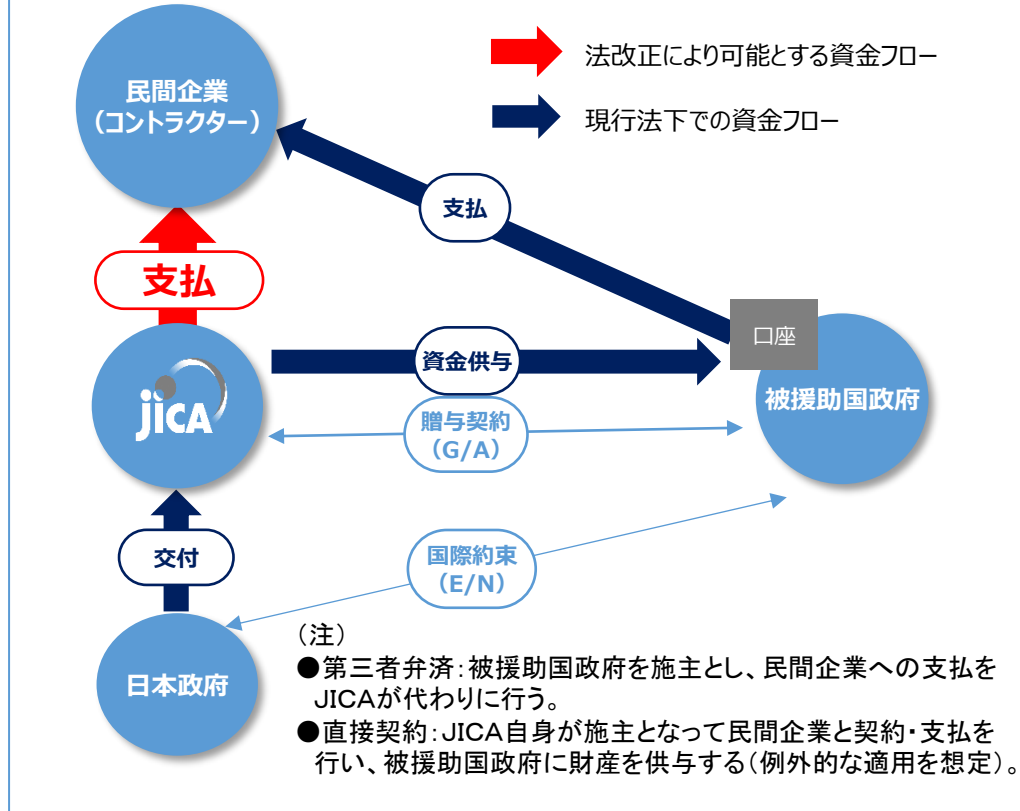


(2) 国内外の課題解決力を有する主体との連携強化

①草の根技術協力のパートナー拡充：一定の条件を満たす我が国の独立行政法人や海外の団体等にも拡大する。



②無償資金協力の迅速性強化：JICAから民間企業への直接支払（第三者弁済又は直接契約（注））を可能にする。



(3) 柔軟で効率的なJICA財務の実現

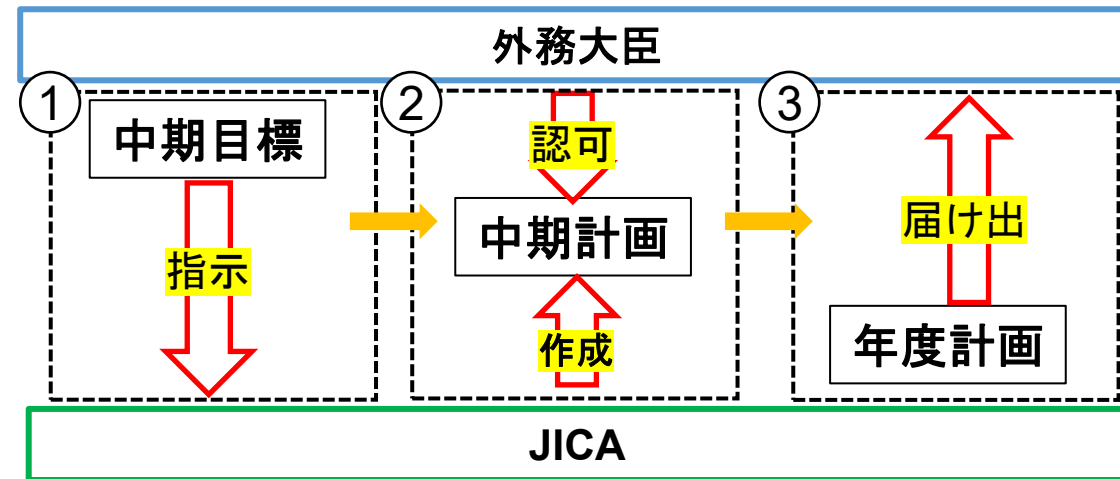
- ①JICAの資金調達方法の柔軟性向上：政府以外の主体（国際機関等）からの長期借入を認める。
- ②JICA資金管理の効率性向上：中断中の無償資金協力事業に係る支払前資金につき、当面支払予定のない資金の国庫返納又は翌事業年度までの他の事業への充当を可能にする。

※上記と併せ、JICA法第17条第2項第2号について、有償資金協力勘定に係る区分経理の規定の修正を行う。

独法ガバナンス上の主務大臣の関与の構造

1 中期目標・中期計画・年度計画の構造

- **中期目標**：主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。（通則法第29条）
- **中期計画**：中期目標管理法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。（通則法第30条）
- **年度計画**：独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。（通則法第31条）

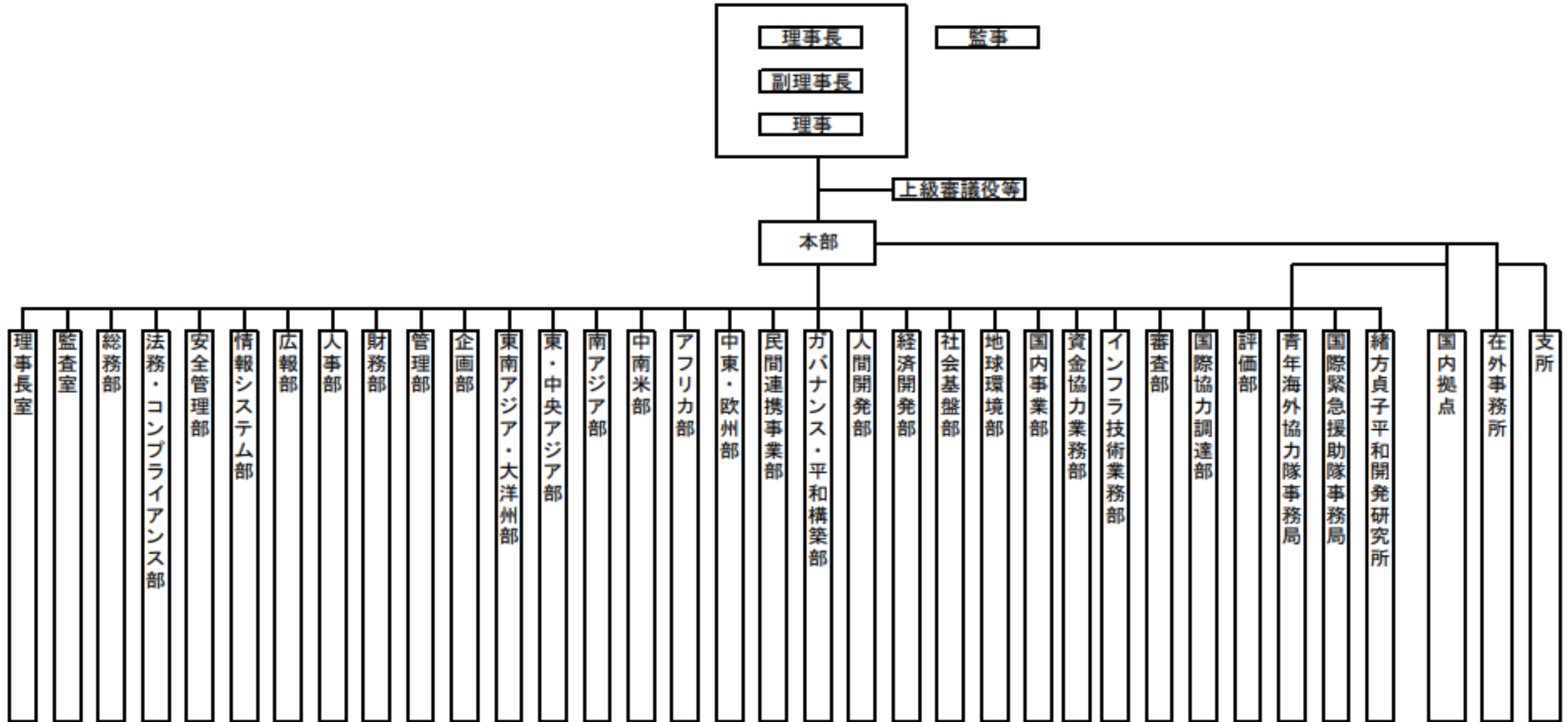


2 外務大臣による理事長・監事の任命

- **法人の長**は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。（通則法第20条1項）
 - 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適切かつ効率的に運営することができる者
- **監事**は、主務大臣が任命する。（通則法第20条2項）

JICAの組織図

独立行政法人国際協力機構の機構
(2025年8月1日)



JICA役員、理事会に関する規定

1 独法通則法、JICA法上の役員の役割に関する規定

- 機構に、**役員として、その長である理事長**及び**監事3人**を置く。(JICA法第7条)
 - ・法人の長：独立行政法人を代表し、その業務を総理する。(通則法第19条)
 - ・監事：独立行政法人の業務を監査する。(通則法第19条4項) 監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。(通則法第19条9項)
- 機構に、**役員として、副理事長1人**及び**理事8人以内**を置くことができる。(JICA法第7条2項)
 - ・副理事長：理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。(JICA法第8条)
 - ・理事：理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。(JICA法第8条2項)

2 理事会に関する内規の抜粋

- 機構に組織、業務運営及び内部統制に関する重要事項を審議し、及び報告する理事会を置く。(理事会運営細則第2条)
- 理事会は、経営理事会及び執行理事会に分けて実施する。(理事会運営細則第2条2項) 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。(理事会運営細則第4条)
- **経営理事会**：**経営及び業務に関する戦略、内部統制**その他の理事長が前条第1項の趣旨に照らして必要と判断する重要事項を審議し、及び報告するものとして実施する。(理事会運営細則第3条)
- **執行理事会**：**個別案件に関する重要事項**その他の総務部担当理事が前条第1項の趣旨に照らして必要と判断する重要事項を審議し、及び報告するものとして実施する。(理事会運営細則第3条2項)

経営理事会 (原則として各月の第2及び第4木曜日開催)



執行理事会 (原則として毎週火曜日開催)



想定される論点

1. 現下の国際情勢における国際協力の役割

- 国際社会の課題解決のための、様々な主体との連携の必要性。
- 戦略的・テラーメードなアプローチの重要性。
- AI・データなど、新たな経済・社会のあり方に対するODAの関与のあり方。

2. 戦略的な国際協力の実施体制のあり方

(1) 経営のあり方

- 外交政策と連携した、JICAの経営機能の強化。
- 権限委譲を含む、役員の役割の見直し。
- 質の高い経営判断を行うための役員会機能の見直し。

(2) 業務実施のあり方

- 専門性を維持しつつ、内外との連携を一層強化し、新たな価値の創出を可能にする体制の強化。
- 高度な経営判断を支えるための経営企画機能のあり方。
- 政策及び経営判断と統合的な経営資源配分のあり方。

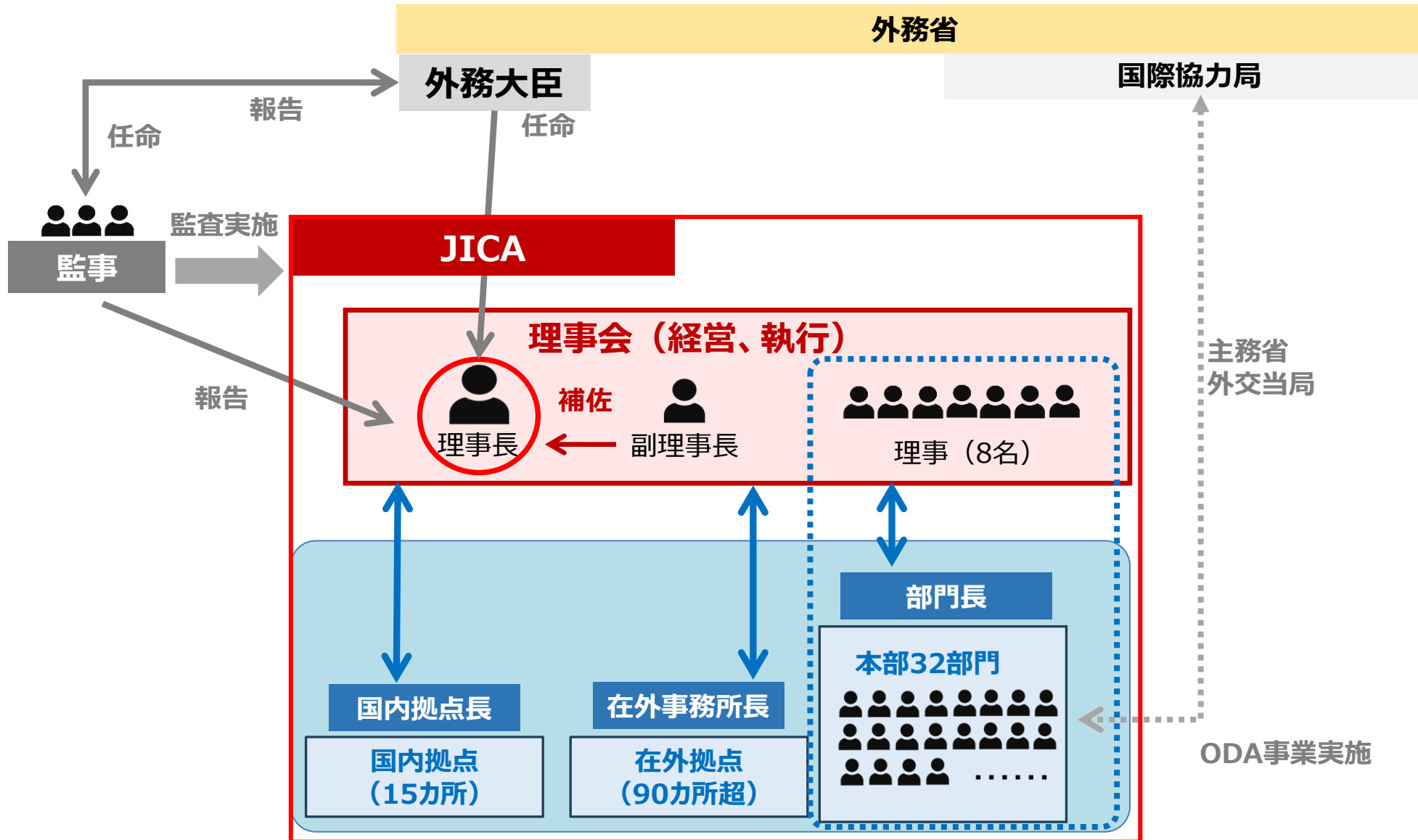
(3) 内部統制のあり方

- 監事・監査体制の強化。
- チェック機能の確保と業務負担軽減のバランス。

3. 政策と実施の効率的・効果的な連携のあり方

(外務省、JICAの関係性やよりよい連携について、別途作業グループを立ち上げ結果を報告)

有識者会議の主なスコープ



今後のスケジュール

第1回（2026年3月16日）：開発協力の実施体制の現状

○外務省及びJICAから、本件会議の趣旨及び議論する論点の説明。

第2回（同4月27日）：開発協力を取り巻く現下の国際情勢

○現下の国際情勢と、開発援助の現在地を確認。

第3回（同5月20日）：開発協力を期待される役割の検証（1）

○有識者の冒頭報告に続き、開発協力を期待される役割や実施体制の課題について議論。

第4回（同6月24日）：開発協力を期待される役割の検証（2）

○有識者の冒頭報告に続き、開発協力を期待される役割や実施体制の課題について議論。

第5回（同7月頃）：開発協力の実施体制のあるべき姿、意見書の骨子案

○議論を踏まえ、実施体制のあるべき姿について議論。

○意見書に向けた骨子案について議論。

第6回（同8月頃）：意見書（案）

○本会合のとりまとめとなる提言書（案）について議論する。最終回は文書持ち回りをもって開催とする可能性あり。



外務大臣による「組織・業務全般の見直し」（※）（2026年8月公表予定）に反映



（※）独立行政法人通則法（第35条）において、現行中期目標期間終了に先立ち、主務省にて**組織・業務全般の見直し**を行い、新たな中期目標を策定することとされている。

外務大臣による次期中期目標（2027年4月から5年間）（2027年4月公表予定）策定に反映